

2	前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限までにしなければならない。
3	主務大臣は、第一項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
4	一 第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものであること。 二 その事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 三 期限までに第一項の認可を申請することができないと認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる。
5	主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、同項の認可に關し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
6	石油パイプライン事業者は、第一項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
7	石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。
8	第三項及び第五項の規定は、第六項の認可に準用する。
9	(完成検査等)
10	第十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての工事のうち、第十五条第一項本文に規定するもの以外のものであつて主務省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な工事又は災害による復旧工事その他緊急を要する工事については、この限りでない。
11	石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大臣の検査を申請しなければならない。
12	主務大臣は、前項の検査の結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めたときは、これを合格としなければならない。
13	一 その工事が前条第一項の認可に係る工事の規定期限までに検査の申請をしないとき。 二 次条第一項の規定による申請を受けたとき。 三 第十八条第二項において準用する次条第二項の規定期限までに検査の申請をしないとき。 四 第十八条第一項の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。
14	第十四条 次の各号の一に該当するときは、石油パイプライン事業の許可是、その効力を失う。
15	一次条第二項又は第四項の期限までに工事の計画の認可を申請しないとき。
16	三 不正な手段により第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたとき。
17	二 この法律、この法律に基づく命令若しくは处分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
18	一 第六条第一号又は第三号の規定に該当するに至ったとき。
19	第十三条 主務大臣は、石油パイプライン事業者が次の各号の一に該当するときは、石油パイプライン事業の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ぜることができる。
20	（許可の失効）
21	（工事の計画）
22	第十四章 工事の計画及び検査
23	第十五条 石油パイプライン事業者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務省令で定めるものに関して、その工事の計画を定め、その工事に係る料金その他の条件について石油輸送規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用施設についての工事が必要としない場合は、この限りでない。
24	（工事の計画）
25	第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ、主務大臣の検査を申請しなければならない。
26	主務大臣は、前項の検査の結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めたときは、これを合格としなければならない。
27	一 その工事が前条第一項の認可に係る工事の規定期限までに検査の申請をしないとき。 二 第十八条第一項の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。
28	三 第十八条第二項において準用する次条第二項の規定期限までに検査の申請をしないとき。 四 第十八条第一項の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。
29	（工事の計画）
30	第十七条 石油パイプライン事業者は、前条第一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用施設についての工事が必要としない場合は、この限りでない。
31	（工事の計画）
32	第十八条 石油パイプライン事業者は、第十五条第一項の規定は前項の規定による申請に係る工事の計画について準用する。
33	（石油輸送規程の認可）
34	第五章 業務の監督
35	第二十条 石油パイプライン事業者は、石油輸送規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、事業用施設についての工事が必要としない場合は、この限りでない。
36	（石油輸送規程の認可）
37	第十五条第三項の規定は第一項の認可に、同条第六項から第八項までの規定は第一項の認可に係る工事の計画の変更に、第十六条第二項の規定は第二項の検査に、同条第六項の規定は第二項の事業用施設に準用する。
38	（石油輸送規程の認可）
39	第二十一条 石油パイプライン事業者は、石油輸送規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬものであることを。
40	（石油輸送規程の認可）
41	第二十二条 石油パイプライン事業者は、次に掲げる場合を除いては、石油輸送の引受けを拒んではならない。 一 当該石油輸送の申込みが第二十条第一項の認可を受けた石油輸送規程によらないものであるとき。 二 当該石油輸送に適合する事業用施設がないとき。 三 天災その他やむを得ない理由による石油輸送上の支障があるとき。
42	（石油輸送の引受義務）
43	第二十三条 主務大臣は、事業用施設の故障により石油輸送に支障を生じている場合に石油パイプライン事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわないとき、その他石油パイプライン事業者の石油輸送の業務の方法が適切でないため、利用者の円滑な利用を著しく阻害していると認めるとき、当該石油パイプライン事業者に対する石油輸送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にならなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えなければならぬ。

3 第一項に規定する審査請求については、行政の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（経過措置）

第三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（適用除外）

第四十条 消防法（昭和二十三年法律第八十号）第三章の規定は、事業用施設による石油輸送については、適用しない。

（主務大臣等）

第四十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 基本計画に関する事項については、経済産業大臣及び国土交通大臣
- 二 石油パイプライン事業の許可に関する事項については、経済産業大臣及び国土交通大臣
- 三 事業用施設についての工事の計画及び検査に関する事項については、総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
- 四 石油パイプライン事業の業務の監督に関する事項については、総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

五 事業用施設についての保安に関する事項に定める事項については、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

（事務の区分）

第四十二条 第三十四条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされてい

る事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六号第十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第四十二条 第五条第一項の許可を受けないで石油パイプライン事業を営んだ者は、六月以下の罰金に処し、又はこれを懲役又は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の許可を受けないで事業用施設、石油の種類又は石油輸送能力を変更した者

二 第十二条第一項の許可を受けないで石油パイプライン事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十三条の規定による事業の停止の命令に違反した者

四 第二十五条第三項の規定による命令又は处罚金以下に處する。

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第六項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の規定に違反した者

二 第二十条第一項又は第二十七条第一項の規定に違反して石油パイプライン事業を行なつた者

三 第二十一条、第二十三条又は第二十七条第三項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条第二項の規定による命令又は处罚金に違反した者

五 第二十八条第一項の規定に違反して保安技術者を選任しなかつた者

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項の規定に違反して事業用施設についての工事をした者

二 第十九条第四項において準用する第十六条第六項の規定に違反した者

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項又は第二十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第三項の規定による命令に違反した者

三 第二十九条又は第三十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者四 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 事業用施設を損壊し、その他事業用施設の機能に障害を与えて石油輸送を妨害した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十九条 第八条第二項、第九条、第十五条第七項（第十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万元以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に石油パイプライン事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間）は、第五条第一項の許可を受けないで、その事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、主務省令で定めるところにより、第五条第二項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出たときは、同条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前項の規定による届出をした日から一月間は、第二十条第一項及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、石油輸送規程又は保安規程の認可を受けなくても、石油パイプライン事業を行なうことができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をする旨又はしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。

第三条 この法律の施行前に日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三条の

規定期による運輸大臣の認可を受けた石油パイプラインに関する工事に係る事業用施設により日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業については、日本国有鉄道は、この法律の施行の日に第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二条 前項に規定する事業用施設に関する第十五条第六項及び第七項、第十六条（第三項を除く。）並びに第十七条の規定の適用については、第十一条第五条第六項中「第一項の認可に係る工事の計画」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三条の規定による認可を受けた工事に関する計画」とする。

第三条 第十六条第一項中「前条第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成しきつ」とあるのは「事業用施設についての工事を完成したときは」と、同条第二項第一号中「前条第一項の認可に係る工事の計画」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三条の規定による認可を受けた工事に関する計画」とする。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六一年一二月四日法律第九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（石油パイプライン事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 第百三十四条の規定による改正後の石油パイプライン事業法附則第三条の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道法」とあるのは「日本国有鉄道が日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法」と、「日本国有鉄道」とあるのは「日本国有鉄道改革法（昭和二十一年法律第八十九号）」の施行により当該事業を引き継いだ承継法人とする。

（政令への委任）

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成五年一月一二日法律第八十九号抄）

（施行期日）

べき期間を経過したもの(を含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3

不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日